

山口県知事 村 岡 嗣 政 様

山口県監査委員	上岡	康彦
同	平岡	望
同	小田	正幸
同	河村	邦彦

令和 2 年度山口県内部統制評価報告書審査意見について

地方自治法第 150 条第 5 項の規定に基づき審査に付された令和 2 年度山口県内部統制評価報告書について、その審査をしたので、下記のとおり意見を提出します。

記

1 審査の対象

令和 2 年度山口県内部統制評価報告書

2 審査の着眼点

監査委員は、内部統制評価報告書について、山口県知事による評価が評価手続に沿って適切に実施されたか、また、内部統制の不備について重大な不備に当たるかどうかの判断が適切に行われているかといった観点から検討を行い、審査するものとする。

3 審査の実施内容

令和 2 年度内部統制評価報告書について、山口県知事及び内部統制評価部局から報告を受け、山口県監査委員監査基準に準拠し、「地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン」(平成 31 年 3 月総務省公表。以下「ガイドライン」という。)に基づき審査を行った。また、その他の監査等において得られた知見を利用した。

4 審査の結果

令和 2 年度山口県内部統制評価報告書及び関係資料について上記 2 及び 3 に基づき審査したところ、知事は、ガイドラインに基づく評価手続に沿って、内部統制の整備、運用の状況について適切に把握し、評価していることを確認した。

また、評価の過程で、内部統制の運用上の重大な不備が把握されたことについて、知事は、「山口県の財務に関する内部統制は評価対象期間において有効に運用されていない。」と適正に評価していると認められることから、内部統制評価報告書における評価手続及び評価結果の記載は相当であると判断した。

5 内部統制の評価手続に関する意見

業務レベルの内部統制に関し各所属が実施した自己評価においては、評価対象期間中に生じた同種・同様の不適切事項について、運用上の不備に該当すると判断した所属と、運用上の不備には該当しないと判断して評価部局に報告しなかった所属があるなど、所属によって不適切事項の取扱いに差異があることが認められた。

自己評価は、内部統制の実施状況を正しく把握し評価する上で基礎となる取組であることから、内部統制における自己評価の位置付けや意義について、あらためて各所属に周知徹底するとともに、運用上の不備等の判断基準を可能な限り明確にするなど、各所属の自己評価が同じ水準で適切に実施されるような取組を進められたい。